

大阪市H O P Eゾーン事業・マイルドH O P Eゾーン事業協議会承認要領

制 定 平成 23 年 3 月 25 日

改 正 平成 24 年 8 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要領は、大阪市H O P Eゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「H O P E 要綱」という。）第 2 条第 4 号に定めるH O P Eゾーン協議会及び大阪市マイルドH O P Eゾーン事業まちなみ環境整備要綱（以下「マイルド要綱」という。）第 2 条第 4 号に定めるマイルドH O P Eゾーン協議会（以下「協議会」という。）の承認に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協議会の条件）

第 2 条 市長が承認する協議会は、各区域に 1 団体とし、次の各号の規定を満たすものとする。

- (1) 区域の住民等により組織され、区域の住民等の意見を代表すると認められる団体であること。
- (2) 非営利団体であること。
- (3) 事業効果向上につながる主体的な活動を実施でき、かつ本市行政活動を支援しうる団体であること。
- (4) その団体の事業内容、事業成果を区域の住民等に周知しうる団体であること。
- (5) 規約に以下に掲げる事項を定めている団体であること。

ア 名称

イ 事務所の位置

ウ 目的

エ 事業内容

オ 事業の対象区域

カ 役員の定数、任務、任期、選任及び変更に関する事項

キ 組織構成、総会及び役員会に関する事項

ク その他協議会運営に関する事項

（協議会の承認）

第 3 条 承認を受けようとする協議会の代表者は、協議会承認申請書（様式第 1 号）に下記の書類を添えて承認を受けようとする前年度の 2 月末日までに市長に申請しなければならない。ただし、2 月末日までに申請がなかった場合及び活動中の協議会がない場合は、活動を開始する 1 カ月前までに市長に申請するものとする。

- (1) 代表者届
- (2) 役員名簿
- (3) 前条第 5 号に規定する内容を定めた規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、前条の条件に適合していると認めた場合、協議会の承認を行い、その旨を協議会承認通知書（様式第 2 号）により、当該協議会に通知するものとする。

3 前項に規定する承認の有効期限は承認の日から当該年度の 3 月末日までとする。

（協議会の解散）

第 4 条 協議会を解散するときは、協議会は協議会解散届（様式第 3 号）を市長に届け出なければならない。

(承認内容の変更)

第5条 協議会は、承認の内容に変更が生じたときは、協議会変更届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(状況報告等)

第6条 市長は、必要があると認めたときは、協議会に対して活動状況の報告を求め、又は、協議会の承諾を得た上で、帳簿書類、その他資料を検査することができる。

(承認の取消し)

第7条 市長は、協議会が本要領、H O P E 要綱及びマイルド要綱に違反したとき、政治的行為を行ったと認められる場合、並びにその他不適合と認められるときは、その承認を取り消すことができる。

附 則

- 1 この要領は、平成23年3月25日から施行する。
- 2 この要領の施行前にH O P E 要綱及びマイルド要綱に基づき設置された協議会については、本要領により承認された協議会とみなす。

附 則

- 1 この要領は平成24年8月1日から施行する。
- 2 平成24年度については、この要領施行以前に行った承認をもって、本要領第3条第1項及び第2項の申請・承認等を行ったものとみなし、承認の有効期限は平成25年3月31日までとする。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

代表者住所
代表者氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
協議会承認申請書

大阪市HOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱第2条第4号及び大阪市マイルドHOPEゾーン事業まちなみ環境整備要綱第2条第4号に定める協議会の承認を受けたいので、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会承認要領第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

会の名称	
事業区域名	
区域面積	h a
設置年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 代表者届
- (2) 役員名簿
- (3) 規約（名称、事務所の位置、目的、事業内容、事業の対象区域、役員の定数・任務任期・選任及び変更に関する事項、組織構成・総会及び役員会に関する事項、その他協議会運営に関する事項を定めたもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(様式第 2 号)

大 都 整 第 号
平成 年 月 日

協議会名
代表者名 様

大阪市長

大阪市 H O P E ゾーン事業・マイルド H O P E ゾーン事業
協議会承認通知書

平成 年 月 日付けの協議会承認申請について、大阪市 H O P E ゾーン事業・マイルド H O P E ゾーン事業協議会承認要領第 3 条第 2 項により、下記の期間承認をすることとしたので通知します。

記

承認の期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

注意事項等

- ・ 協議会を解散する場合は、解散届を提出してください。(要領第 4 条関係)
- ・ 申請の内容に変更があった場合は、変更届を速やかに提出してください。(要領第 5 条関係)

(様式第 3 号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名
代表者住所
代表者氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
協議会解散届

HOPEゾーン協議会・マイルドHOPEゾーン協議会を解散することとなりましたので、
大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会承認要領第4条の規定によ
り、下記のとおり届け出ます。

記

会の名称	
事業区域名	
承認年月日	年 月 日
解散年月日	年 月 日
解散理由	

(様式第 4 号)

平成 年 月 日

大阪市長 様

協議会名
代表者住所
代表者氏名 印

大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業
協議会変更届

平成 年 月 日付け承認通知書の承認内容に変更がありましたので、大阪市HOPEゾーン事業・マイルドHOPEゾーン事業協議会承認要領第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会の名称	
変更事項	☐ 代表者 ☐ 役員 ☐ 規約 ☐ その他
内容	(旧)
	(新)
変更理由	

添付書類 以下のうち、当変更にかかるもの

- (1) 代表者届(新)
- (2) 役員名簿(新)
- (3) 規約(新)
- (4) その他